

京都市告示第506号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月7日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
367号	左京区上高野山ノ橋町3番地の26地先から 同町3番地の7地先まで	旧	メートル 21.00	メートル 10.20 ~ 10.90
		新	21.00	10.20 ~ 10.90

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上高野28号線	左京区上高野山ノ橋町3番地の22地先から 同町5番地の5地先まで	旧	メートル 31.30	メートル 3.00 ~ 3.50
		新	32.30	3.00 ~ 6.03
久我12号線	伏見区久我西出町6番地の24地先から 同町1番地の18地先まで	旧	62.50	1.90 ~ 3.50
		新	62.50	2.30 ~ 9.01
久我50号線	伏見区久我西出町1番地の51地先から 同町6番地の34地先まで	旧	27.40	9.00
		新	27.40	9.00 ~ 10.41

山科日ノ岡 経4号線	山科区日ノ岡朝田町15番地の7地先か ら	旧	5.70	1.09
	同町15番地の1地先まで	新	5.40	3.86 ~ 4.28

(建設局土木管理部道路明示課)